

◎ 対象者（①～③の全てに該当）

遠距離通学等による高額通学費の一部補助をします

① 所得要件を満たす者

次の計算式で算出される額が154,500円未満（※1）

（※1）両親（片方のみ就業）、高校生、中学生の4人世帯のケースで世帯年収目安590万円まで

【計算式】

令和5年度の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額

※親権者が2名の場合は、それぞれ上記の計算を行い合算する

② 通学定期券（バス・モノレール）及び通学回数券の1ヶ月あたりの利用額が15,000円を超える者

③ 他の通学費支援（沖縄県バス・モノレール通学費支援事業、生活保護の生業扶助等）を受けていない高校生（県立の通信制除く）、県立中学生、私立中学生

◎ 支援内容

通学定期券及び通学回数券の1ヶ月あたりの利用額（※2）が15,000円（基準額）を超える場合に、15,000円を超える部分を補助（※3）

※2 オキカに現金をチャージしてのバス・モノレール利用は対象外

※3 100円未満切り捨て

◎ 交付申請期間（追加募集）

令和5年度の追加募集にかかる補助金交付申請受付期間は、

令和6年2月1日（木）～

令和6年2月29日（木）

※申請希望者は学校事務室に申請用紙を取りに来て下さい

【交付申請】

- ① 遠距離等通学費交付申請書（様式1）
- ② 令和5年度の所得課税証明書
- ③ 通学計画書（様式2）

交付申請と請求申請の2つの手続きが必要です！！

【請求申請】

- ① 遠距離通学費補助金請求書（様式3）
- ② 補助金額計算書（様式4）
- ③ （定期券購入者）通学定期券購入額一覧表（様式4-2）
（回数券購入者）通学回数券使用実績報告書（様式4-3）
- ④ 定期券または回数券購入時の領収書等※領収書は原本のみ可

【お問い合わせ】 教育支援課（専用ダイヤル）098-866-2116

おねがい！！

通学定期券・通学回数券の領収書原本や、定期券の券面（表裏）のコピー、回数券の表紙の原本は

必ず保管しておきましょう！



年2回の補助金請求時には、領収書原本や通学定期券の券面のコピー、通学回数券の表紙の原本の提出が必要です。

※補助金請求は、令和5年7月と令和6年2～3月の年2回です。

1. 7月に請求している場合は、7月以降の実績分を請求してください。
2. 7月に請求していない場合は、令和5年4月から令和6年3月までの年間実績分で請求してください。

通学定期券

○○ ↔ △△
R5.○月△日まで
氏名 金額

通学定期券の券面には、有効期間と氏名、金額等が印字されています。
※定期券の更新時には印字内容が上書きされるため、更新前にコピーをとってください。

区間・○○円

回数券	回数券

通学定期券の表紙には、回数券の区間と区間あたりの金額が印刷されています。
表紙は必ず保管し、補助金請求時にすべての表紙の原本を提出してください。

申請書記入例、FAQ等は下記ホームページに掲載しています。

沖縄県 遠距離通学



【お問い合わせ】 教育支援課（専用ダイヤル）098-866-2116